

8月定例教育委員会会議録

1、開会年月日 平成30年8月16日（木）

2、閉会年月日 平成30年8月16日（木）

3、出席委員氏名

前川 喜太郎 田中 久善 西畑 敦司
名倉 幸子

4、委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

教 育 長	森 継 隆
事 務 局 長	仲 谷 俊 充
事 務 局 次 長	木 村 昌 訓
ま な び 推 進 課 長	高 山 仁
ま な び 推 進 課 付 課 長	山 村 結 紀 子
文 化 財 課 長	赤 埴 陽 一
教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長	西 田 智 也
図 書 館 長	森 田 三 喜 子
市 民 協 働 推 進 課 長	石 原 康 司
教 育 総 務 課 庶 務 係 長	土 田 裕 彦
教 育 総 務 課 庶 務 係 主 任 主 事	三 浦 裕 太

5、会議に付した議案の件名

日程第1 教育長報告

日程第2 議題 第15号 平成30年度一般会計歳入歳出
補正予算見積もりについて（案）

第16号 天理市教育表彰規則の一部を改

正する規則について（案）

日程第3 報告 なし

6、会議の経過

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時37分

1 教育長

皆さん、こんにちは。

ただいまから8月定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は、田中委員と西畑委員にお願いいたします。

まず、日程第1、私からの報告です。夏休みになりまして、8月1日に近畿大会に出る生徒諸君、10日は全国大会に出る生徒諸君の激励会を開かせてもらいました。

1日は、全員で76名が対象者となりまして、ソフトテニス部、陸上部、相撲部、柔道、水泳、卓球、飛び込み、バスケット、野球の9種目の選手が近畿大会に出るということで、激励させてもらいました。

その後、近畿大会がありまして、全国に進んだ者は相撲の個人で2名と陸上は女子1名、弓道、これは近畿大会と違って県大会で個人で優勝された方が1名。学校外の活動で少林寺拳法をされている方も全国大会に出場されます。水泳、飛び込み、柔道、そして野球は天理中学、優勝ということで、全国大会を控えています。生徒の代表の方は、全国大会に向けて頑張っていると力強く言っていました。

あとは、3日にケニアの子ども訪問団、ケニアの天理小学校の方が2年に一度来られるわけですが、今年は歓迎の踊りをしていただきました。

7月16日の氷祭りですが、こちらは、3トン入れて、900キログラム近く残ったと聞いています。

以上です。何か質問ございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

1 教育長

日程第2の議題に移らせてもらいます。

議題第15号 平成30年度一般会計歳入歳出補正予算見積もりについて（案）を事務局から説明お願いいたします。

1 事務局次長

それでは、議題第15号 平成30年度一般会計歳入歳出補正予算見積もり（案）について、説明いたします。

お配りしております資料の3ページから7ページに該当する部分でございまして、まず、歳出から説明いたしますので、5ページをあげてください。

歳出、予算事業名では、小学校施設整備事業です。補正前予算が3,105万2,000円、今回の補正予算要求額が3,108万4,000円、予算額は、合計6,213万6,000円です。

今回の補正の内訳ですが、まず委託料について、福住小学校空調設備新設工事設計業務委託料ということで、金額は、225万8,000円の増加でございます。

内容につきましては、近年急激な気温上昇に対応するために、平成28年度を皮切りに全幼稚園の保育室に空調設備を設置してきました。また、本年度は福住小学校を除く市内8小学校の普通教室、また特別支援教室に空調設備をまさに今現在、夏休みを利用し、工事に着手しているところです。

今年は、35度を超える猛暑日が続き、災害級といった言葉が使われ、熱中症に対する対策や、また気温が高くなり過ぎることにより集中力の低下、これが学力低下にもつながるということも懸念されるところでございまして、このような状況を受け、国・県も空調設備の設

置に係る財政支援を検討されています。

本市でも、国及び県の動向次第で、来年度、福住小学校の普通教室、また特別支援教室と図書室への空調設備設置に向けて対応ができるように、その前段階として必要な設計業務委託料について、増額補正を組んでいます。

コンクリートブロック塀改修工事等については、先般の委員会でもお話をさせていただいたとおり、大阪府北部を震源とした地震をきっかけに、市内の学校施設のコンクリートブロック塀等が建築基準を満たしていない状況が確認されました。井戸堂小学校のプールフェンスのブロック塀と、櫛本小学校の正門の右側のブロック塀を早急に撤去しましたが、その撤去した2カ所の復旧工事と残りの丹波市、山の辺、前栽、朝和、櫛本小学校のコンクリートブロック塀の改修工事に係る費用を挙げさせていただきました。

計としまして、2,882万6,000円、合計3,108万4,000円の増額補正を計画しております。

続きまして、6ページをごらんください。

こちらは、中学校施設整備事業でございます。補正前予算がゼロで、今回の補正予算要求額が1,917万1,000円でございます。

内訳といたしましては、各中学校空調設備新設工事設計業務委託料ということで、933万2,000円を計上しました。内容につきましては、先ほど小学校費で説明をしたとおりでございます。市内4中学校の普通教室、特別支援教室、音楽室、加えて福住小中学校につきましては、図書室への空調設備もまだ設置されておきませんので、そちらにも対応できるように、増額補正を行うものでございます。

ブロック塀につきましても、先ほど小学校費で説明させていただきましたとおり、西中学校の塀改修で2つ合わせると344万5,000円の改修費用を挙げさせていただいております。

一番下の北中学校校舎屋上防水工事という報告で挙げさせていただいているものにつきましては、先般の台風12号の強風により、北中学校の南校舎の屋上の防水シートがめくれ上がってしまい、コンクリートがむき出しになった状態です。防水工事を行う必要がございますので、これの経費639万4,000円を加え、工事請負費としましては、983万9,000円、合計1,917万1,000円の増額補正を計上しています。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページの歳出、南中学校建設事業でございます。補正前予算がゼロ、今回補正要求額が1,698万1,000円でございます。

内訳といたしましては、南中学校整備事業基本実施設計業務委託料、基本設計分として1,277万9,000円、南中学校耐力度調査業務委託料として、420万2,000円、合計1,698万1,000円の増額を計上しています。

北中学校、また南中学校の校舎はともに昭和30年代に建設がなされておりまして、両校とも経年劣化が著しく、また耐震の性能もよいとはいえない状況で、平成29年度、昨年度に最も効率的で合理的な整備の方法でありますとか、南・北中学校どちらの優先度が高いのか等々について、検討業務を行いました。

その結果、どちらも老朽化した古い校舎については、建てかえが望ましい、またコンクリートの強度や、基礎強度の安全性から南中学校

の方が整備の優先度が高いという結果が出ました。この結果を受け、今回南中学校の整備事業に係る基本実施設計業務委託料の基本設計部とそれに伴う耐力度調査業務委託料について、増額の補正を行うものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

歳入の部分でございます。予算事業名、国庫支出金、補正前がゼロ、補正予算要求額1,128万5,000円でございます。内訳といたしまして、ブロック塀の改修工事にかかる国の社会資本整備総合交付金、補助率は2分の1でありまして、丹波市、前栽、朝和、櫛本、西中が交付金の対象の学校になり、その補助率2分の1を計算すると、合計で1,128万5,000円となり、この分について、歳入の予算を計上しています。

最後に3ページをごらんください。

3ページにつきましては、債務負担行為の見積書でございます。今年度北中学校と南中学校におきまして、来年4月からの給食調理業務の委託業者選定に当たり、平成30年度中に入札、また契約行為をする必要がありますので、債務負担行為の設定をさせていただきたいということでございます。金額といたしまして、北中が限度額1,570万、南中学校が限度額1,780万の設定で30年から31年度の年度設定でございます。一番下の南中学校整備事業基本実施設計業務委託につきましては、金額といたしまして限度額を8,728万4,000円、期間が30年度から31年度でございます。

これにつきましては、先ほど歳出でご説明させていただきました南中学校整備事業にかかる実施設計部に該当するものでございまして、

こちらにつきましても、債務負担行為の設定をさせていただきたいということで計上しています。

説明は以上でございます。

1 教育長

説明ございましたが、何か質問ございますか。

1 西畑委員

まず、南中学校の基本実施設計業務委託ということで、先ほどご説明いただきましたが、この債務負担行為の8,728万4千円というところにこの1,277万9千円のところが含まれているという考え方でよろしいですか。

1 事務局次長

先ほど歳出で組んでおります基本設計分は、この債務負担行為には含まれておりません。これはあくまでも実施設計分でございます。基本設計分をこの9月の議会で計上させていただいて、承認されるわけです。基本設計が終わった段階で、実施設計部に取りかかりたいと思っておりますので、実施設計が、本年度と来年度の2カ年にまたがるという格好になりますので、債務負担行為を設定させていただくということになります。

1 西畑委員

わかりました。それと、もう一つですが、このコンクリートブロック塀の改修工事ということが、先般の地震の対応でなされています。この金額が計上されているということはこのやり方が一番いいと判断されていると思うのですが、このコンクリートブロック塀の改修ということではなくて、例えば別の物に置き替えるといった検討はどのよ

うにされていますか。

1 事務局次長

今の委員さんのご質問につきましては、コンクリートブロック塀の対応についてですが、設置当時なぜコンクリートブロックを採用したのかというところを検証するに当たっては、プールは特にのぞき見が見られないようにコンクリートブロックを採用したということです。この度の改修の際は、コンクリートブロックをそのまま積み直すということは、考えていません。最近フェンスにつきましても、目隠しフェンス等の、軽量化されたものもたくさんありますので、具体的にそれぞれのところで、何が一番最適なのかは、改修工事で設計されていて、そういったことを考慮した金額設定になっているということをご理解いただきたいと思います。

1 西畑委員

現実的に代替案があるというようなことを選択されたとして、大体これぐらいの金額になるということですね。

1 事務局次長

そうです。

1 西畑委員

わかりました。ありがとうございます。

1 教育長

前川委員。

1 前川委員

引き続きコンクリートブロックについて質問ですが、歳出に出てくる分と、補助金の対象になる歳入の国庫支出金の対象になるブロック

堀と、山の辺小学校は歳入には出てこないもので、補助の対象にならなかったということですか。

1 事務局次長

歳出のところで、先ほど4ページを見ていただいたら、丹波市、前栽、朝和、櫛本と西中だけが対象になるということでございまして、社会資本整備総合交付金の対象になる部分につきましては、延長の距離等の様々な要件が厳しく制限されておりまして、それに該当するものについては、この5つの学校のコンクリートブロックしか交付金の対象にならないということです。

1 事務局長

交付金の対象外となっております山の辺小学校、井戸堂小学校、櫛本小学校につきましては、公道に面している部分であるということで、既に撤去させていただきました。既に着手している分につきましては、補助の対象外になるということで、ここには含まれていません。

1 前川委員

これからするのは、対象になるけれども、既に危険だから、優先順位を先に撤去したのは、対象外ということですね。

1 事務局長

もう既に着手している分は対象にならないということで。補助の対象になるかどうかの判断をする前に危険ですので、撤去させていただいたということでございます。

1 前川委員

危険だから、撤去したのですよね。

1 事務局長

そうです。

1 前川委員

ほかよりも先に撤去したけれどそれが、待っていればよかったですか。

1 事務局長

当初は補助あるなしにかかわらずという状況でしたので、とにかく公道に面している部分に関しては、直ちに撤去させていただいたのでございます。

1 前川委員

はい。そういう決まりなのですね。

1 名倉委員

ブロック塀の耐震基準を精査したと思うのですけれども、その高さ
と、あと鉄筋が入っているとかいうので、昔の資料は残っていたので
しょうか。それか精査の仕方というのはどういったものですか。

1 事務局長

今問題になっております昭和56年以前の基準でつくられている部
分でございます。基礎があるかどうかということと、地盤からの高
さが2.2メートル以下かということと、控え壁といいまして、壁の
中に直角に交わっている壁が3.4メートル以内の間隔で設置されて
いるかどうか、あるいは壁の厚さが15センチ以上あるかどうか、そ
ういう外観上判断できるものを基準に検査させていただいております。

1 名倉委員

その基準で考えると、外観上を通っている高さが2.2メートル以
内の壁であれば、鉄筋が入っていなくても大丈夫だということですか。

基準を見てみたんですけれども、内容がよくわからなかったのですけれども。

1 事務局長

2. 2メートル以上ありましたら、もちろん基準外ですけれども、
2. 2メートル以下でも、厳密に言いますと、中に鉄筋が入っているかどうかをレーダー等で調べなければならないのですけれども、そこまで現実的には対応できないので。

1 名倉委員

目で見て判断できるところを挙げたということですね。

1 事務局長

そうです。

1 名倉委員

ほかにここに載っていない小学校が何校かありますね。二階堂、柳本とか、あと福住小学校があると思うのですけれども、そこは大丈夫だということになりますね。今回。

1 事務局長

はい。もともとこの外観上でクリアしている部分と、ブロック塀がないところもございますし。

1 名倉委員

そうですね。

1 事務局長

そういう基準で判断させていただいております。

1 名倉委員

わかりました。

それともう一つ。3ページの給食委託業務の金額の違い、北中と南中の金額の違いは単純に人数の違いですか。

1 事務局次長

計上している金額は限度額でございまして、この限度額を設定するに当たりまして、今現在の業務委託契約内容を参考としたり、今入っている業者以外から見積もり等を徴収させていただいたりしました。ただ単純に給食100食だから、給食数に合わせて単純に設定できるものでもないというところで、最近、人件費が上がってきているというのは、業者から聞かせていただいているところございまして、原案としては、今の契約状況なり、見積書を通した状況を勘案させていただく中で、設定をしています。

1 名倉委員

わかりました。これ、そしたら業者がそれぞれ違うということですか。

1 事務局次長

違います。

1 名倉委員

ですよ。そして契約した年数も違いますよね。

1 事務局次長

違います。その業者が、市内の何カ所かで今やっただいている業者であるとか、全く初めての業者であるとかによっては、実際、入札になりますので、何とも言えないところはあるのですが、その辺で経験等の部分で、どうしても人件費で人を入れるというような話の中では、大きく価格は変動、ほとんどは人件費に係る部分であると思

いますので、その辺経験等によっても変わってくるころであると考えています。

1 名倉委員

そうしたら、こう考えたら業者が変わる可能性も大きいということですね。

1 事務局次長

そうですね。

1 名倉委員

わかりました。ありがとうございます。

1 教育長

田中委員はどうですか。

1 田中委員

今の委託業務ですが、毎年入札しているのですか。

1 事務局次長

基本的には毎年入札ではなくて、基本は3年で入札させていただく計画です。単年度になりますと、業者も従業員の雇用の問題でありますとか、等々がございますので、最低3年単位の中で入札額、見積もりが上がってきているというのが現状でございます。ただし契約としては毎年の更新の契約を行っておりますけれども、最低3年は同じ業者で、ノウハウの蓄積をしていただきながら、進めていただきたいというところなんです。長ければ長いほうが良いということになると思いますが、ただ、そうなってしまいますと、業者選定の公正・公平、この辺の部分が阻害されることになりますので、基本3年、事実上は5年ほどは続けて契約させていただきたいというようには思っております。

1 田中委員

そうしますと、これは3年目になる。

1 事務局次長

こちらのほうは既に5年目、6年目になりますね。

1 田中委員

今まで、業者を変えたということはありませんか。

1 事務局次長

業者が変わったのは今年度、柳本小学校が、入札の結果、今まで南
テストィパルという会社だったのですが、それが、今回、テストィパ
ルという会社が入札で落とされて、9月から入られるということにな
っています。

業者はいくつかあります。例えばですけど、北中は名阪食品に入っ
ていただいたり、今話しさせてもらっていますテストィパルという
ところが天理市内でいうと、4校ぐらい入っている。今資料がないので
すけれども、南テストィパルという会社もございますし、シダックス
というところもございまして、給食業務を受け持ちされる業者は四、
五社程度あると理解しています。

1 田中委員

業者が入札で変わった場合、そこにいる技能員さんというか、そう
いう方も変わるのですか。

1 事務局次長

直接その部分まで関与できませんが、現状を見る限り、従業員は新
しい会社の方に全てではないかと思えますけれども、引き続いて同じ
方が、雇用主は変わっていますが、従事されるケースというのは多

いのかなというように思います。

1 田中委員

いろいろ安心・安全の給食を提供してもらおうと思えば、人も大事だろうと、ただ、お金のことでお話しされているというように考えたほうがいいわけですね。

1 事務局次長

そうです。入札になるということは、その人の当然参加していただく業者についてはそういうノウハウも十分、食品の安全・衛生面も十分高度な知識を持っていただいて、入札に参加していただいているところですので、そういうものは当然担保があるものだということで、あとは入札行為でございますので、どうしても金額により決定してしまうということになります。

1 田中委員

はい。また勉強します。

あともう一点、7ページのところの南中学校耐力度調査という項目があるんですが、これはどういうことなのか。

1 事務局次長

こちらも国の交付金、これも当然のことながら歳入の視野には入れていまして、交付金を受ける要件としまして、今回南中学校の場合については、この耐力度調査の結果が必要だということで、これはあくまでも交付金を受けるために必要な業務委託料という形で考えていただいたら一番わかりやすいと思います。特段、これがどうこうということではないのです。ただ、交付金を受けるのにこういう調査をなさないとということがございまして、そのための金額で420万2,000

0円かかるのですが、この部分の調査の業務を委託したいということ
でございます。

1 田中委員

耐震に係る調査はもう済んでいますね。

1 事務局次長

耐震にかかわる調査は以前に済んでいます。

1 田中委員

ということは国庫交付金を受けるために、あえてこれをしなければ
交付金は受けられないと、こういうことですか。

1 事務局次長

そうです。

1 事務局長

危険改築の交付金があるのですけども、それを受けようと思いまし
たら、この調査をして点数というのがあるのですけど、これで4千5
00点が出ないと交付対象にはならないと。

1 田中委員

大変ですね。ありがとうございました。

1 教育長

委員の方、よろしいですか。

了承いただいたということで、次の議題のほうで、第16号「天
理市教育表彰規則の一部改正する規則について」を教育総務課から説
明をお願いします。

1 教育総務課庶務係長

議題第16号で「天理市教育表彰規則の一部を改正する規則につい

て」をご説明させていただきます。

資料の9ページ、天理市教育表彰規則新旧対照表をごらんください。

第3条、表彰候補者の内申のところ、「市民協働推進課長、」を加えています。今年度から公民館及び生涯学習に関することを市長公室の市民協働推進課に補助執行させていることから、天理市教育表彰の内示について、その事務を担当している市民協働推進課長名で提出していただくことになるため、規則の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

1 教育長

ありがとうございました。今説明ありましたが、何かございますか。

よろしいですか。

ご質問ございませんので、教育表彰の規則について、一部改正させていただきます。

日程第3の報告に移ります。

報告は本日はございません。

これをもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時37分